

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について

このたび、5月14日付で、福岡県は5月31日の期限を待たずに「緊急事態宣言」が解除されました。このため、保育所等における受け入れ対象家庭の制限を緩和することになりましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様には、「緊急事態宣言」や「特定警戒都道府県」に指定されている期間、家庭保育にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。皆様のご協力により、保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながりましたことを心より感謝いたします。

今後は、5月13日付でご案内(別紙のとおり)していたとおりに、受け入れを再開いたしますことを改めてお知らせいたします。

また、お子さんの家庭保育にご協力いただいた日の保育料は、5月末まで日割り計算し、減額いたします。6月以降の取扱いについては、後日、別途ご案内させていただきます。

保護者の皆様やお子さんにも、多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安全で安心な保育のため、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局

保育所等 (保育課 582-2412)

幼稚園・認定こども園 (幼稚園・こども園課 582-2550)

1 お子さんの心とからだの負担を軽減するために、段階的に受け入れを再開します。

- ① 現時点で、緊急事態宣言の期間は5月31日(日)までとなっておりますが、5月18日(月)から、3歳未満児は慣らし保育(半日保育等)を当分の間行います。

※ 慣らし保育の詳細については、各保育所等に個別にご確認をお願いします。

- ② また、5月25日(月)から、3歳以上のお子さんの受け入れ制限を緩和いたします。

※ 各保育所等の実情や年齢に応じ、慣らし保育のご協力をお願いします。

2 可能な限り、出席人数を低減する取組みを行います。

- ① 保護者の皆様の勤務状況(保育が必要な日や時間帯)を再確認させていただきます。

- ② 「育児休業取得中の継続利用(5歳児除く)」である場合は、できる限り、家庭保育をお願いいたします(在籍扱いとします)。

- ③ 各保育所等から月2回程度、勤務の状況について書類等で確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

※ 上記の①②の以外の場合にも、引き続き、極力家庭保育にご協力をお願いいたします。

3 感染防止対策を徹底します。

- ① 「新しい生活様式」に対応した、保護者の方など外部からの感染防止対策を徹底します。

・ 原則として、各保育所等が指定する場所(玄関等)までの送迎とさせていただきます。

このため、朝夕の送迎が集中する時間帯には、お子さんの受け入れ等に時間を要することをご了承ください。

・ ご家族に発熱や呼吸器症状等がある方がいらっしゃる場合は、お子さんの登園はできません。

・ 引き続き、ご家族全員の検温、手洗い等、感染防止対策を徹底してください。

- ② 引き続き、保育所等の施設内における感染防止対策を行います。

- ③ 運動会等の各種行事は、原則、中止とさせていただきます。

※「**社会・経済活動の再開に向けた今後の保育所等の対応について:(5月13日付)**」より